

(様式1)
報道資料提供

提供日	令和 4 年 7 月 15 日 (金)
発表事項 (タイトル)	市民税・府民税の課税誤り (続報)
要旨・経緯	<p>令和4年6月16日(木)に各報道機関へ提供いたしました標記課税誤りの事案(別添資料参照)にかかる紙ベースでの全件チェックが終了しました。(前回提供情報はシステムベースによる速報チェック) 新たに2件の課税誤りが発覚しましたので情報提供いたします。</p> <p>●調査の概要 6月3日の課税誤り事案発覚以降、速やかにシステムベースでの全件チェックを実施(5件/4人。総額316,700円の課税誤り発覚)。 平行して紙ベースでの全件チェックを実施していたもの。</p> <p>●新たな課税誤り発覚内容 2件/2人 平成30年度課税分 ※扶養控除等の課税誤り 総額38,300円/2件</p> <p>●課税誤りの理由 5年前に導入した現行システムに情報を登録する際、扶養控除や配偶者控除等の情報の入力を忘れ、それを確認した職員も見逃した。 市は、7月14日までに該当する市民へ謝罪し、更正・還付手続きを終了しました。</p> <p>●市は再発防止と信頼回復に向け、更なる業務スキル向上、情報共有徹底と職員の規範意識の向上に取り組みます。</p>
広報ポイント	
添付資料	前回6月16日の報道提供資料
担当課	阪南市役所 市民部 税務課 担当者名 森下、松田 TEL 072-471-5678 (内線2284、2240) FAX 072-473-3504